

(別紙)

住基ネットの独自利用等の検討について

1 県条例による独自利用について

住民サービスの向上が期待できるものについては、出来る限り住基ネットを利用していくことを前提として、利用事務の検討を行うこととしたい。

(1) 各種申請手続きに必要となる住民票の添付に替えて、住基ネットを利用をする場合についての検討

対象選定上の留意点等

- ・本人確認情報は、住民票の「世帯」に関する情報を有していないため、世帯の確認が必要となる事務や、続柄の確認を要する事務には利用できない。
- ・県条例による独自利用で利用できる本人確認情報は、県内市町村の住民基本台帳に記載がある者に限られる（他都道府県が、条例で他都道府県への提供を可能としているものがない）。
- ・住民票の添付を要する申請等のうち、申請件数が多い事務は、かなりの数が住基法別表第5に記載されている。（例：旅券の発給申請等。年間で3万件超）

検討の手順

- () 住民票の添付がそもそも必要なものかどうかを確認（必要、不要、又は代替手段有りなど）。
- () 要求する住民票の記載事項の必要性（必要以上の情報を求めているか）を確認。
- () 利用可能な事務を検討。
（利用可能な事務が相当数見込まれる場合）
- () 年間申請件数等を勘案して利用事務を検討。

住基ネット利用における選択制の確保

申請事務における県条例による独自利用に関して、本人の同意がある場合に限り、住基ネットを利用することとしたい。

(2) 住民票の公用請求に替えて、住基ネットを利用する場合についての検討

自動車税の納入通知書などについて、住所変更がなされていないもの等について、住所追跡のために、住民票の公用請求を行っているものなどについて、行政効率の観点から住基ネットを利用することについて検討。

対象選定上の留意点

- ・本人確認情報は、住民票の「世帯」に関する情報を有していないため、世帯の確認が必要となる事務や、続柄の確認を要する事務には利用できない。
- ・県条例による独自利用で利用できる本人確認情報は、県内市町村の住民基本台帳に記載がある者に限られる（他都道府県が、条例で他都道府県への提供を可能と

しているものがない)。

検討の手順

- () 住民票の請求の必要性を確認して、利用可能な事務を検討。
- () 必要とする記載事項を確認。
(利用可能な事務が相当数見込まれる場合)
- () 年間請求件数等を勘案して利用事務を検討。

検討の際の留意点

現在は住民票を入手するまでに、公用請求する側(県)と請求を受理した側(市町村)の、2回の事前チェックが入る。

しかし、住基ネットを利用するとした場合、チェックは1回になるので、利用についての手続き等は、今まで以上に慎重に取り行う必要がある。

2 統計資料の作成のための利用について

統計資料作成のためのプログラムについて、各都道府県が提出した意見を基に、財団法人地方自治情報センターが開発し、各都道府県に配布済み。

しかし、次のような問題点がある。このため、の方法により利用できるかどうかを、平成18年度を通じて確認していきたい。

利用上の留意点

従来各市町村からの報告と、統計資料データとの間に不突合がある。その理由は次のような理由が考えられる。

- ・統計処理にあたっての基準となる本人確認情報のデータ確定日時が、各市町村が構築している「CSでの処理日」となっている。既存住基システムで処理を行っても、CSで処理がされていなければ、「異動」としては取り扱われず、本プログラムでの統計結果に反映されない。(月末、特に年度末は異動者が多いため、実際に処理できるかどうかの問題もある)
- ・「転出予定者」の取扱いを誤っている団体がある。あくまで転出「予定者」であり、「転入通知」が到着するか転出予定日を迎えるまでは、当該市町村の住民として住基上は取り扱うこととされている。しかしながら、転出届を受理した時点で住民基本台帳から削除する団体もある。

確認方法

従来、紙ベースによる市町村から報告と共に、住基ネットを利用した統計数値を突合せ、その不突合の情報を分析することにより、統計資料の基礎数値として利用可能かどうかを慎重に判断していきたい。